

青森県報

号外第二十六号

令和八年
三月三十日
(月曜日)

目次

規 則

○青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一
○青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、
及び補助執行させる規則の一部を改正する規則……………(同) ……四

訓 令

○青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令……………(人事課) ……四
○行幸啓室設置規程の一部を改正する訓令……………(同) ……五

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第八号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「ITER支援東京連絡事務所」を「フュージョンエネルギー産業推進東京連絡事務所」に改める。

第八条第一項の表交通・地域社会部の項中「地域交通・連携課、鉄道対策課」を「地域づくり政策課、交通戦略課」に改め、同表観光交流推進部の項中「誘客交流課」を「国際誘客交流課」に改める。

第十一条の五の地域交通・連携課の項中「地域交通・連携課」を「地域づくり政策課」に改め、同項中第三号から第六号までを削り、第七号を第三号とし、第八号から第十三号までを四号ずつ繰り上げ、同条の鉄道対策課の項中「鉄道対策課」を「交通戦略課」に改め、同項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同項の第二号中「鉄道」を「地方バス、鉄道及び航路」に改め、「(地域交通・連携課の分掌に係る事務を除く。)」を削り、同号を同項の第四号とし、同項中第一号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 航路の整備促進に関すること。

第十一条の五の鉄道対策課の項に第一号として次の一号を加える。

一 交通体系の整備に係る施策の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。

第十二条のエネルギー・脱炭素政策課の項の第十一号を同項の第十二号とし、同項の第十号中「ITER支援東京連絡事務所」を「フュージョンエネルギー産業推進東京連絡事務所」に改め、同号を同項の第十一号とし、同項の第九号の次に次の一号を加える。

十 フュージョンエネルギーの拠点形成の推進に関すること。

第十三条の健康医療福祉政策課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条の保健衛生課の項の第一号を次のように改める。

一 感染症の予防及び医療に関すること。

第十三条の保健衛生課の項の第二十二号中「、結核診査協議会」を削る。

第十三条の三の観光政策課の項中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 国内観光客の誘致その他の国内の観光振興に係る施策の推進に関すること。

第十三条の三の誘客交流課の項中「誘客交流課」を「国際誘客交流課」に改め、同項の第一号を削り、同項の第二号中「及び立案」を「、立案及び推進」に改め、同号を同項の第一号とし、同項中第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

八 旅券の交付に関すること。

第十六条の都市計画課の項の第一号中「（開発行為等の規制に関する事務を除く。）」を削り、同項の第二十号中「こと」の下に「（他課の分掌に係る事務を除く。）」を加え、同項の第二十二号中「及び」を「、開発審査会及び」に改め、同号を同項の第二十四号とし、同項中第二十一号を第二十三号とし、第二十号の次に次の二号を加える。

二十一 津波防災地域づくりに関すること（特定開発行為の制限に関する事務に限る。）。

二十二 租税特別措置法の重課制度適用除外に係る優良な宅地の認定に関すること。

第十六条の建築住宅課の項の第十四号中「こと」の下に「（健康医療福祉政策課の分掌に係る事務を除く。）」を加え、同項の第十九号を削り、同項の第二十号中「特定開発行為及び」を削り、同号を同項の第十九号とし、同項中第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、同項の第二十三号中「宅地及び」を削り、同号を同項の第二十二号とし、同項中第二十四号を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号を第二十五号とし、同項の第二十七号中「、建築士審査会及び開発審査会」を「及び建築士審査会」に改め、同号を同項の第二十六号とする。

第十六条の二の防災危機管理課の項中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 災害救助に関すること。

第十六条の三の施設調整課の項の各号中「第八十回国民スポーツ大会」の下に「及び第二十五回全国障害者スポーツ大会」を加え、同項の障スポ課の項の第二号及び第三号を削る。

第二十八条第四項第三号中「ITER支援東京連絡事務所」を「フュージョンエネルギー産業推進東京連絡事務所」に改める。

第三十一条ただし書中「第六号まで」を「第五号まで及び第七号」に改め、同条第二号中「ITER支援東京連絡事務所」を「フュージョンエネルギー産業推進東京連絡事務所」に改め、同条第四号中「物産の宣伝」を「県産品の宣伝、販売」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 フュージョンエネルギー関連産業の誘致に関すること。

第三十二条の表中「青森県東京事務所」を「青森県東京本部」に改める。
第三章第二節第二款第一目の目名を次のように改める。

第一目 フュージョンエネルギー産業推進東京連絡事務所

第四十五条中「ITER支援東京連絡事務所は、」を「フュージョンエネルギー産業推進東京連絡事務所は、フュージョンエネルギーの拠点形成の推進及び」に改める。

第四十六条中「ITER支援東京連絡事務所」を「フュージョンエネルギー産業推進東京連絡事務所」に改め、同条の表中「青森県ITER支援東京連絡事務所」を「青森県フュージョンエネルギー産業推進東京連絡事務所」に改める。

第五十一条第一項第十三号を削る。

第九十条第二号中「物産の宣伝」を「県産品の宣伝、販売」に改める。
第二百二十五条第一項中「課」を「チーム、課」に改める。

第二百二十六条第一項中「の職」の下に「児童相談所の項に規定する職（総括ことも相談主幹及びこども相談主幹に限る。）」、「を、「副館長」の下に「、美術館利用促進監」を、「別表第三」の下に「児童相談所の項に規定する職（総括ことも相談主幹及びこども相談主幹に限る。）」、「を加え、同条第二項中「ほか」の下に「、チームを置く出先機関にあつてはマネージャー」を加え、同条第三項中「応じ」の下に「、チームを置く出先機関にあつてはチーフ」を加える。

第二百二十七条第二項及び第三項中「当該」の下に「チーム、」を加える。
別表第一総合政策部DX推進課の項の次に次のように加える。

環境エネルギー 部エネルギー・ 脱炭素政策課	フュージョン エネルギー産 業推進監	フュージョンエネルギーの拠点形成の推進に 関する調整及び特に命ぜられた事務に従事す る。
------------------------------	--------------------------	--

別表第一観光交流推進部誘客交流課の項中「観光交流推進部誘客交流課」を「観光交流推進部国際誘客交流課」に改める。

別表第三青森県東京事務所の項を次のように改める。

青森県東京本部	本部長、副本部長
---------	----------

別表第三児童相談所の項中「除く。」の下に「、総括こども相談主幹（青森県西北児童相談所、青森県下北児童相談所及び青森県上北児童相談所に限る。）」、こども相談主幹（青森県西北児童相談所、青森県下北児童相談所及び青森県上北児童相談所

に限る。」を加え、同表青森県 I T E R 支援東京連絡事務所の項中「青森県 I T E R 支援東京連絡事務所」を「青森県フュージョンエネルギー産業推進東京連絡事務所」に改め、同表青森県立美術館の項中「副館長」の下に「、美術館利活用促進監」を加え、同表県土整備事務所の項中「むつ南・白糠バイパス整備推進監」を「奥内・白糠バイパス整備推進監」に改め、同表各出先機関共通の項中「所」の下に「本部、」を加える。

別表第四第一号の表所（校、学院、副館）長の項中「所」の下に「本部、」を加え、同表中

次長

を

次長

副本部長

に改め、別表

第四第二号の表講師の項の次に次のように加える。

総括子ども相談主幹	児童福祉司の技術指導に従事し、児童相談業務に係る特に命ぜられた重要な専門的事項を掌理する。
子ども相談主幹	児童福祉司の技術指導に従事し、児童相談業務に係る特に命ぜられた専門的事項を掌理する。

別表第四第二号の表むつ南・白糠バイパス整備推進監の項中「むつ南・白糠バイパス整備推進監」を「奥内・白糠バイパス整備推進監」に、「むつ南バイパス」を「奥内バイパス」に改め、同表駒込ダム建設推進監の項の次に次のように加える。

美術館利活用促進監	美術館の利活用の促進に関する企画及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。
-----------	--

別表第四第二号の表所（校、学院、館）付の項中「所」の下に「本部、」を加える。

別表第六青森県公益認定等審議会等の項中「により」を「並びに公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）により」に、「に係る」を「若しくは公益信託に係る」に改め、同表青森県環境影響評価審査会の項中「事項」の下に「及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による海洋環境等調査方法書の案についての知事の意見に関する事項」を加え、同表青森県東

津軽保健所感染症診査協議会青森県中南保健所感染症診査協議会青森県三戸保健所感染症診査協議会青森県西北保健所感染症診査協議会青森県上北保健所感染症診査協議会青森県下北保健所感染症診査協議会の項中「（結核患者に係る事務を除く。）」を削り、「勧告及び」を「勧告、」に、「延長」を「延長及び同法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担」に、「各三人」を「各五人以内」に改め、同表青森県東津軽保健所結核診査協議会青森県中南保健所結核診査協議会青森県三戸保健所結核診査協議会青森県西北保健所結核診査協議会青森県上北保健所結核診査協議会青森県下北保健所結核診査協議会の項を削り、同表青森県都市計画審議会の項の次に次のように加える。

青森県 開発審 査会	都市計画法第五十条第一項前段に規定する審査請求に対する裁決その他同法によりその権限に属させられた事項を行うこと。	会長 委員	都市計画 法による。	五人	二年	委員 の互 選	都 市 計 画 課
------------------	--	----------	---------------	----	----	---------------	-----------------------

別表第六青森県開発審査会の項を削る。

附 則

1 (施行期日)

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 (青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部改正)

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則（昭和六十一年四月青森県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号及び第五号並びに第三条の表中「東京事務所」を「東京本部」に改める。

(青森県都市計画法施行細則の一部改正)

3 青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「青森県県土整備部建築住宅課」を「青森県県土整備部都市計画課」に改める。

(青森県災害対策本部に関する規則の一部改正)

4 青森県災害対策本部に関する規則（昭和三十八年四月青森県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「地域交通・連携課」を「地域づくり政策課」に改める。

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第九号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則（昭和三十九年八月青森県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。
第九条第一項中「及び移行法人」を「移行法人及び公益信託」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令

（青森県職員被服貸与規程の一部改正）

第一条 青森県職員被服貸与規程（昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二交通・地域社会部鉄道対策課の項中「交通・地域社会部鉄道対策課」を「交通・地域社会部交通戦略課」に改め、同表健康医療福祉部健康医療福祉政策課の項及び福祉事務所の項を削る。

（青森県青少年行政連絡会議規程の一部改正）

第二条 青森県青少年行政連絡会議規程（昭和五十六年二月青森県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「誘客交流課長」を「国際誘客交流課長」に改める。

（青森県雪対策連絡会議設置規程の一部改正）

第三条 青森県雪対策連絡会議設置規程（昭和五十三年十月青森県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「交通・地域社会部地域交通・連携課」を「交通・地域社会部地域づくり政策課」に改める。

別表第一中「地域交通・連携課担当」を「地域づくり政策課担当」に、「地域交通・連携課長、鉄道対策課長」を「地域づくり政策課長、交通戦略課長」に、「誘客交流課長」を「国際誘客交流課長」に改める。

（青森県鉄道施設の管理に関する規程の一部改正）

第四条 青森県鉄道施設の管理に関する規程（平成十四年十一月青森県訓令甲第四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条中「鉄道対策課長」を「交通戦略課長」に改める。

（青森県企業誘致対策連絡会議設置規程の一部改正）

第五条 青森県企業誘致対策連絡会議設置規程（昭和三十七年一月青森県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

別表二中「地域交通・連携課長」を「地域づくり政策課長」に、「誘客交流課長」を「国際誘客交流課長」に改める。

（青森県農村地域産業導入促進対策連絡会議設置規程及び青森県土地利用対策会議規程の一部改正）

第六条 次に掲げる訓令の規定中「地域交通・連携課長」を「地域づくり政策課長」

に改める。

一 青森県農村地域産業導入促進対策連絡会議設置規程（昭和四十六年十二月青森県訓令甲第二十九号）第三条第二項

二 青森県土地利用対策会議規程（昭和四十八年五月青森県訓令甲第二十九号）別表第二

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

行幸啓室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

行幸啓室設置規程の一部を改正する訓令

行幸啓室設置規程（令和七年三月青森県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「室長」の下に「及び行幸啓報道監」を加え、同条に次の一項を加える。

3 行幸啓報道監は、上司の命を受け、室の所掌事務に関する広報及び特に命ぜられた事務に従事する。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付二十一円七十銭